

○厚生労働省令第百七号

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)及び厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第一条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 健康・生活衛生局(第十九条―第二十三条の五)</p> <p>第四款 医薬局(第二十四条―第二十九条の二)</p> <p>第五款―第十三款 (略)</p> <p>第二節・第三節 (略)</p> <p>第二章―第四章 (略)</p> <p>附則</p>
改 正 前	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 健康局(第十九条―第二十三条)</p> <p>第四款 医薬・生活衛生局(第二十四条―第二十九条の二)</p> <p>第五款―第十三款 (略)</p> <p>第二節・第三節 (略)</p> <p>第二章―第四章 (略)</p> <p>附則</p>

(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)

第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2・9 (略)

(災害等危機管理対策室及び研究企画官)

第六条 厚生科学課に、災害等危機管理対策室及び研究企画官一人を置く。

2 災害等危機管理対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

3 災害等危機管理対策室に、室長を置く。

4 (略)

(医療機器政策室及び首席流通指導官)

第十六条 (略)

2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(医薬局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く)。

二・四 (略)

(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)

第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十一人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2・9 (略)

(健康危機管理・災害対策室及び研究企画官)

第六条 厚生科学課に、健康危機管理・災害対策室及び研究企画官一人を置く。

2 健康危機管理・災害対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

3 健康危機管理・災害対策室に、室長を置く。

4 (略)

(医療機器政策室及び首席流通指導官)

第十六条 (略)

2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(医薬・生活衛生局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く)。

二・四 (略)

(治験推進室)

第十七条 (略)

- 2 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第三款 健康・生活衛生局

第十九条 (略)

- 2 指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

- 五 健康・生活衛生局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関する事。

3・4 (略)

(地域保健企画官及び保健指導官)

第二十条 健康課に、地域保健企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

- 2 地域保健企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

3 (略)

(肝炎対策推進室)

第二十一条 (略)

- 2 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局及び感染症対策部並びに難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 (略)

(削る)

第二十二条 (略)

(治験推進室)

第十七条 (略)

- 2 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第三款 健康局

第十九条 (略)

- 2 指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

- 五 健康局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関する事。

3・4 (略)

(健康対策企画官及び保健指導官)

第二十条 健康課に、健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

- 2 健康対策企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

3 (略)

(肝炎対策推進室)

第二十一条 (略)

- 2 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局並びに結核感染症課及び難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 (略)

(感染症情報管理官)

第二十二条 結核感染症課に、感染症情報管理官一人を置く。

- 2 感染症情報管理官は、命を受けて、結核感染症課の所掌事務に関する情報の管理に当たる。

第二十三条 (略)

(生活衛生対策企画官)

第二十三条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

- 2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。
  - 一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関する事(感染症対策部並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。)

(水道計画指導室及び水道水質管理官)

第二十三条の二 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

- 2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関する事。
  - 二 水道の広域的な整備に関する事。
  - 三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関する事。
  - 四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関する事。

3 水道計画指導室に、室長を置く。

- 4 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関する事を行う。

(輸入食品安全対策室)

第二十三条の三 食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。

- 2 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。
  - 一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関する事。

(新設)

(新設)

二 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（感染症対策部の所掌に属するものを除く。）。

三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六條第二項又は第三項の検査に関すること。

3 輸入食品安全対策室に、室長を置く。

（検疫所業務企画調整官）

第二十三條の四 企画・検疫課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。

2 検疫所業務企画調整官は、命を受けて、企画・検疫課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（感染症情報管理室）

第二十三條の五 感染症対策課に、感染症情報管理室を置く。

2 感染症情報管理室は、感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理に関する事務をつかさどる。

3 感染症情報管理室に、室長を置く。

第四款 医薬局

第二十七條から第二十九條の二まで 削除

（新設）

（新設）

（新設）

第四款 医薬・生活衛生局

（輸入食品安全対策室）

第二十七條 食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。

2 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。

一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。

二 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（生活衛生・食品安全企画課の所掌に属するものを除く。）。

三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

四 食品衛生法第二十六條第二項又は第三項の検査に関すること。

3 輸入食品安全対策室に、室長を置く。

（検疫所業務企画調整官）

第二十八條 検疫所業務課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。

2 検疫所業務企画調整官は、命を受けて、検疫所業務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（生活衛生対策企画官）

第二十九條 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。）。

（水道計画指導室及び水道水質管理官）

第二十九條の二 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二 水道の広域的な整備に関すること。

三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

水道計画指導室に、室長を置く。

3 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関するものを行う。

<p>(削る)</p> <p><b>第六十八條</b> (略)</p> <p>(年金指導課の所掌事務)</p> <p>第七百十條の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本年金機構が行う滞納処分等(国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第四百四十一條の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第四百四十一條の二の規定による物件の留置き並びに同法第四百四十二條の規定による搜索をいう。以下この条及び第七百十條の二の四において同じ。)に係る認可に関すること。</p> <p>三 十 (略)</p>	<p>(社会保険審査調整室)</p> <p><b>第六十八條</b> 総務課に、社会保険審査調整室を置く。</p> <p>2 社会保険審査調整室は、社会保険審査会の庶務に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 社会保険審査調整室に、室長を置く。</p> <p><b>第六十八條の二</b> (略)</p> <p>(年金指導課の所掌事務)</p> <p>第七百十條の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本年金機構が行う滞納処分等(国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第四百四十一條の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二條の規定による搜索をいう。以下この条及び第七百十條の二の四において同じ。)に係る認可に関すること。</p> <p>三 十 (略)</p>
--	---

(厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正)

**第二条** 厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令(平成十三年厚生労働省令第七十三号)の一部を次の表のように改正する。

<p>(審議官)</p> <p><b>第二条</b> 厚生年金保険法施行令第三条の十六 第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。</p>	<p>改 正 後</p>	<p>(審議官)</p> <p><b>第二条</b> 厚生年金保険法施行令第三条の十六 第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。</p>	<p>改 正 前</p>
--	--------------	--	--------------

(傍線部分は改正部分)

**附 則**

この省令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、第一条中厚生労働省組織規則第七百十條の二の二第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。